

月日	期前/選挙日	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
		29 政治団体確認申請書受付開始（確認書の交付）	県委員会	法201の8 令129の4 運規13章			
	9	30 政談演説会開催届出受付開始（証紙交付）	"	法201の8, 201の11 令129の5			
	告	31 政治活動用ポスター証紙交付開始	"	法201の11 運規57の2～57の4			
		32 政治活動用ビラの届出受付開始	"	法201の8 運規53の5			
19	金	33 機関紙（誌）の届出受付開始	"	法201の15 運規58			
	示	34 候補者がポスターを掲示することができ区画番号（届出順）を候補者及び市町委員会に通知	"	法144の2 運規11の5			
	日	35 期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町委員会委員長の管理する投票を記載する場所における候補者の氏名等揭示様式を市町委員会へ送信					
		36 立候補（異動）、届出却下、同辞退（法91Ⅱ、法103Ⅳ該当を含む。）、死亡の告示及び県委員会への報告並びに市町委員会、候補者の住所地の市区町村長及び市区町村委員会への通知	選挙長	法86の4 令92 事規33			
		37 選挙に対する関心を高める運動展開	推進協議会	法6			
8		1 選挙公報及び氏名等揭示用紙印刷開始・終了、市町委員会へ送付	県委員会	事規32	1 期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町委員会委員長の管理する投票を記載する場所に候補者の氏名等の揭示開始	市町委員会	法175
		2 候補者の被選挙権等について候補者の住所地の市区町村長及び市区町村委員会並びに本籍地の市区町村長に調査依頼	選挙長		2 期日前投票所の投票管理者への選挙人名簿の抄本の送付期限（期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所を開く時刻までに）	"	令28, 49の7
20	土	8			3 不在者投票（郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票を除く。）の投票用紙及び投票用封筒等の交付開始（郵便等による発送を除く。）	市町委員会 委員長	法49 令50～54, 59の5の4 規則8の2～10, 10の4, 10の5, 10の5の3, 10の5の4 事規21
					4 期日前投票所の投票立会人が2人に達しないとき、又は達しなかったときの選任及び通知	"	令34, 49の7
					5 期日前投票所の投票箱に何も入っていないことの確認（新たな投票箱を使用する場合はその都度）	選挙人	法48の2, 49 令55～58, 59の5, 59の5の4, 59の6 令49の10
					6 期日前投票・不在者投票開始	投票管理者	令49の7, 43
					7 期日前投票における投票録の作成（各日）	市町委員会	公報条例5 運規44
					8 投票箱を閉鎖する場合の措置（かぎの封印）	"	法161, 163～164の2 令112～125
					9 選挙公報及び氏名等揭示用紙の受領	候補者	
					10 選挙公報を各世帯に配布開始（選挙の期日前日までに完了）	市町委員会	
21	日	7			1 個人演説会（公普通施設使用）開始	候補者	
22	月	6				市町委員会	
23	火	5			1 投票所（共通投票所）の告示期限	市町委員会	法39, 41, 41の2 事規17
24	水	4			2 開票の場所及び日時時の告示（予め）	"	法63, 64 事規26
					1 郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票における投票用紙及び投票用封筒の請求期限	市町委員会 委員長	法49 令59の4 特例法3 特例令1
25	木	3	選挙長	法86の4 法76, 62 令82, 69	1 開票立会人届出期限（くじを行うこととなった場合は、その旨通知）	市町委員会	法62 令69
			"	法76, 62 事規30, 25	2 開票立会人の届出のあった者が3人に達しないときの選任及び通知	"	法62 事規25
			"		3 投票事務従事者任命期限、事務の分担取扱手続の決定及び関係法令等の周知（知事選挙と通じて行う）	"	

月日	新元日 /選挙 期日前	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
8月30日	火	7 当選証書の付与 8 知事に当選証書付与の報告	県委員会 "	法105 法108			
9月3日	土				1 選挙人名簿又は抄本の閲覧開始	市町委員会	法28の2, 28の3
9月12日	15	1 選挙運動に関する収支報告書の提出期限	出納責任者	法189			
9月14日	17	1 供託物返還手続開始	選挙長	令93			